

第6回公立保育所のあり方懇話会 報告

開催日時	令和7年11月10日(月) 午後7時～午後8時40分
開催方法	オンライン(Zoom)
出席者	<p>【委員】 瀧川座長、ト田職務代理者、岡田委員、梅本委員、小西委員、保護者委員(七松保育園)、保護者委員(神崎認定こども園)</p> <p>【尼崎市】 北村こども青少年局長、山根保育児童部長兼保育企画課長、三木保育運営課長、山崎保育管理課長、事務局(福山係長、西野主事、北口書記)</p>
協議事項等	(1)「公立保育所の今後の基本的方向」の改定について (2)その他
資料	資料1:「公立保育所の今後の基本的方向」の改定について 資料2:「公立保育所の今後の基本的方向」の改定(まとめ)

次第

1 開会

○会議の成立・会議の公開の取扱い・配付資料の確認

事務局から説明を行った後、本日の会議、会議資料及び議事録の取扱いについて、懇話会で協議の結果、会議内容に非公開の事案に該当するものが含まれるため、会議は非公開、会議資料及び議事録は所定の期間、非公開とすることに決した。

2 協議事項等

(1)「公立保育所の今後の基本的方向」の改定について

資料1～2に基づき、保育管理課長から説明後、質疑及び意見交換等(内容は議事要旨のとおり)

(2)その他

事務局より連絡事項を報告

協議事項(1) 議事要旨

発言者	発言内容
座長	それぞれの立場で自由に発言してもらってよい。原案に対して、賛成・反対を問わず、自由な意見を出して欲しい。
委員	<p>公立存続11所案は、市役所内でよくよく検討された結果なのだろうと思いながら聞かせてもらったが、公立で存続させる武庫南保育所や次屋保育所の建て替えを市が行われるとのことでの、財政的に大丈夫なのかと心配している。</p> <p>また、今北保育所と水堂保育所は、やはり公立で存続させるべきではないかと、府内で出された結果を残念に受け止めている。</p>
保育児童部長	老朽化している公立保育所の建て替えについては、改定後の「基本的方向」が決定した後、計画的に建て替えを進めていく。築50年を超えた公立保育所が複数ある中、建て替えに必要な用地が決まっている保育所もあるが、武庫南保育所のように、現地建て替えができず、また、建て替えのための土地の確保が必要など課題のある施設も複数ある中で、関係部局との協議・調整を行い、建て替えに向けて取組を進めていきたい。

発言者	発言内容
委員	今北保育所と水堂保育所に関してはどうか。
保育児童部長	<p>今北保育所と水堂保育所は、民間移管ができるのかなどの課題から、公立保育所で存続する方が良いのではないかとの御意見をいただきいてきた。市としては、平成19年度に策定した「基本的方向」で定めている公立保育所の配置に関する地域バランスを引き続き継承する考え方から、今北保育所と水堂保育所はこれまでどおり民間移管の位置付けとした。</p>
	<p>一方で、民間移管にあたっては、公立保育所の保育内容を引き継いでもらうことが重要と考えており、審査・選定においては、これまでの民間移管では足りなかった部分もあったことから、公募や審査について個々の課題を抽出し、課題解決を図った上で、民間移管の公募・審査を行い、適切な法人を選定したい。</p>
	<p>また、これまで民間移管計画に沿って移管年度に間に合うよう取り組んできたが、今後は適切な移管法人が無い場合は、選定しないことも含めて検討したい。より適切な法人に運営していただけるよう、公募内容や審査方法について検討したい。</p>
委員	<p>選定方法について、実効性や具体性があるのか疑問だ。具体的な方策は検討しているのか。</p>
保育児童部長	<p>これまでの民間移管における法人募集の際、対象法人は社会福祉法人としていたが、新設法人も含めており、移管候補となる法人の系列保育施設で「どのような保育を行っているのか」や「保育士の配置や子どもへの接し方」などを確認する実地調査は行っていなかった。今後の民間移管においては、移管法人の系列保育施設の実地調査を行う必要があると考えている。</p>
	<p>また、法人が運営する施設の監査結果がわかる資料を提出させるなどして、法人や系列保育施設の運営課題を洗い出すなど、課題意識が薄かつたり、これまで出来ていなかったことを、審査に加えるなど検討していく必要がある。</p>
委員	<p>今までそうした取組が出来ていなかったことが問題と感じる。これからの方策というよりは、今までの反省にしか聞こえない。</p> <p>最近、周辺の保育所からも保育士の人材不足の悩みをよく聞くようになっており、民間移管の実施に伴い、保育士不足が一層加速しないか懸念している。</p>
	<p>また、平成19年度の「基本的方向」の策定時から大きく変わったのは、医療的ケア児への支援が法制化されたことである。</p>
	<p>公立保育所のセーフティーネット機能について説明があったが、各地区で医療的ケア児を公立保育所が受け入れる役割を果たすよう訴えてきたが、それが反映されておらず非常に残念に思っている。</p>
	<p>公私問わず、セーフティーネットの役割を果たすことは当然と考えるが、幼稚園のあり方検討でも議論があったとおり、やはり公立の施設で支援の必要なこどもを見る役割は大きく、公立保育所の存続意義にもなってくる。各地区で公立保育所が医療的ケア児を受け入れる体制を整えるべきではないか。</p>
	<p>大庄地区では、今北保育所が民間移管されると、令和6年度に長寿命化工事を行ったばかりの大庄保育所しか公立保育所として残らないことになるが、工事を施工したばかりの大庄保育所で、再度医療的ケア児の受入に向けた改修工事を行うことは難しいだろう。大庄地区の医療的ケア児受入について、どのように考えているのかお聞かせ願いたい。</p>

発言者	発言内容
保育運営課長	<p>公立保育所では、医療的ケア児の受入体制を、令和5年度に北難波保育所と大西保育所、令和7年度は塚口保育所、令和8年度は武庫東保育所と拡大している。</p> <p>当初は、安全な受入と保育を行うために、市域の医療的ケア児の多くが利用している尼崎総合医療センターに近い保育所から取組を始めた。</p> <p>今後、「基本的方向」が確定した後は、建替予定の公立保育所については設備を整え、医療的ケア児の受入を順次進めていく。</p> <p>また、改修済みの大庄保育所のほか、現状では医療的ケア児の受入ができるない園田保育所は、大規模な整備は行わないものの、事務所内に簡易の整備を行い、設備を整えた後、医療的ケア児を受け入れる体制を整備していきたい。</p>
委員	<p>園田保育所は建て替えを行っており、医療的ケア児の受入に必要な整備も可能であろうし、今回、公立存続とした保育所も施設の建替時期に併せて必要な整備を行えると思うが、大庄地区はどうなるのか。今北保育所を民間移管するのであれば、移管園では医療的ケア児の受入を担保できないのではないか。</p>
保育運営課長	<p>大庄保育所においては、大がかりな修繕はできないが、医務室といったスペースを確保することで、医療的ケア児の受入をできるようにしていきたい。</p>
委員	<p>それでは、大庄保育所でも、近々、医療的ケア児の受入を行うということ。</p>
保育運営課長	<p>改修が伴う話であるため、年次は定まっていないが、10年後、20年後などではなく、検討していきたい。</p>
委員	<p>公立保育所の役割として、セーフティーネット機能を持たせるのであれば、「基本的方向」と医療的ケア児の受入体制について、セットで検討を進めていくべきだ。まだ定まっていないというのは納得できない。</p> <p>令和6年度の大庄保育所の改修工事の時に、医療的ケア児の受入に向けた整備工事も併せて行うべきではなかったか。</p> <p>医療的ケア児の受入は今後考えるが、一方で、今北保育所の民間移管を進めるということであれば、その場限りの答弁にしか聞こえない。</p>
保育児童部長	<p>大庄保育所の改修工事の実施年度は令和6年度だが、実際には2年ほど前から設計等の準備を進めてきた。</p> <p>老朽化した公立保育所の建て替えについても、築年数を鑑みればすぐに実施したいところだが、武庫南保育所等では建替用地の確保などの課題があり、また医療的ケア児においても、園田保育所も動線の関係上、改修を要するなどの課題もあり、「基本的方向」を改定し課題等の解消を進める中で建替時期を定め、条件が整い次第、進めていく。</p>
委員	<p>園田地区については、戸ノ内保育所の建替時期に整備を行い、医療的ケア児を受け入れたらよいのではないか。</p> <p>大庄保育所の建て替えについて説明があったが、「基本的方向」の検討は既に市内で始まっていたと思うので、計画性については疑問が残る。市の考え方理解できる部分もあるが、こちらの主張にも耳を傾けてもらい、慎重に検討をお願いしたい。</p>
委員	<p>保護者の立場としては、入所児童の募集の際、入所を希望する公立保育所が、民間移管の対象か、移管時期はいつになるのかなどの情報が示されていることが重要である。令和8年度版の尼崎市保育施設・事業一覧を拝見したが、「2 保育施設等一覧」や「3 保育施設等マップ」を除いて、特に</p>

発言者	発言内容
委員 (前頁からの続き)	<p>説明が書かれていなかった。</p> <p>認定こども園については、「2 保育施設等一覧」の最後に何園か注釈があつたが、民間移管園の今後の予定について、利用者に情報発信をして欲しい。</p> <p>自身の経験としては、事前にお知らせがあつたのかもしれないが、移管前の保護者説明会で初めて移管予定であると聞かされた。民間移管の実施の有無によって、保育所選択に影響が出る可能性があるため、事前に利用者に向けて情報提供を行う必要があるように思う。</p>
保育管理課長	<p>従前から、各年度の「保育施設・事業利用のしおり」において、「8 利用申込みの前に必ずお読みください」の欄に、「公立保育所の民間移管計画について」を記載している。令和8年度版では、今後、「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しにかかるパブリックコメント等を実施する旨、記載している。民間移管園については、市としてまだ正式決定ではなく、11月25日の政策推進会議を経て、「基本的方向」(素案)を公開することになるため、確定情報の提供ではなく、今後の予定を記載する形となった。</p> <p>「基本的方向」(素案)の公開後、民間移管園はもとより、公立で存続させる保育所の利用者や地域住民等に対し、丁寧に説明をしていきたい。移管に伴う利用者の不安が軽減されるよう努めていきたい。</p>
委員	<p>市の方針は良く分かった。民間移管するにしても、公立で存続させるにしても、施設の老朽化が進行している。民間移管を問わず、早期建替が必要な保育所の建替時期が集中することで、業務が輻輳することになると思うが、建替業務の質は担保できるのか。公立保育所の建替業務と民間移管の業務は、複数の部署で分掌するか、担当部署の増員を図るなど、計画的に進められるよう対応して欲しい。</p> <p>また、民間移管に当たっては、応募法人が多く集まるような条件設定が望ましいが、同時に、多くの応募法人が集まつたとしても丁寧な審査をお願いしたい。</p>
座長	保育所の建て替えについて、想定されている年次計画などはあるのか。
保育管理課長	<p>「基本的方向」の成案化以降、これまでと同様、公立保育所については保育運営課で、民間移管園については保育管理課で、連携を取りつつも職務を分担して、速やかな建て替えを進めていく。また、すでに具体的な年次についても、庁内で検討を進めており、組織的に速やかな建て替えを検討、実施していく。</p> <p>年次計画については、局内で検討を行っているが、今後の予算編成に当たって、まだ庁内合意が取れている状況ではないため、大まかな想定は持っているが、対外的にはお示しできる状況にはなっていない。</p> <p>しかし、例えば、次屋保育所は東消防署跡地で建て替えを行つたり、杭瀬保育所については長洲幼稚園跡地で建て替えを行うなど、場所の確保ができているところもあり、既存施設の解体等のスケジュールも含めて調整している。</p> <p>また、応募法人を集めるための案としては、社会福祉法人に限定せず、対象を広げることを検討する他、より適格な法人選定の仕組みや第4次計画の取組の検証も行う中で、しっかりと進めていきたい。</p>
委員	この懇話会は、公立保育所のあり方を検討することを目的に設置されたものと理解しており、懇話会の議論の中で、市の原案がより良いものになっていくことに意義があると考えている。

発言者	発言内容
委員 (前頁からの続き)	<p>然るに、現行公立保育所の今後のあり方自体を議論すべきところに、民間移管の話が混ざり込むことで、論議が複雑化してしまっている、と感じている。民間移管することで、どのような利点があるのか。民間移管することで保育サービスが低下するのではないかと保護者が心配されることがあるが、行政が移管後、財政的に放ったらかしにさえしなければ、保育サービスはむしろ向上すると考えている。</p> <p>しかし、法人施設の運営は、経営問題と切っても切り離せず、昨今、事業者はどこも大変苦労している。今後も子どもの数の減少に伴い、国からの補助も減少し、民間の手がますます挙がりにくくなる状況の下、行政がそのことを分かっていて、未だに民間移管を続けるのは、センスに欠けると言わざるを得ない。いま一度、民間移管自体について、見改めていただきたい。</p>
保育児童部長	<p>今後の保育行政については、少子化や社会情勢の変化を踏まえながら、将来的な見通しを想定し、方針などについても必要な時期に改善や見直しを行ながる進めていきたい。</p> <p>今回の「基本的方向」の見直しは、平成19年度の策定時から現在までの社会情勢の変化を踏まえ改定したものであり、この考え方で進めていきたいが、今後も社会情勢の変化が続くことから、将来的に見直しが必要になれば見直していきたい。</p>
委員	<p>今北保育所と水堂保育所は、これまでの人権保育の取組を踏まえていただく必要があり、とりわけ市外法人は、公立保育所のこれまでの取組を知っていただき、家庭支援もできるような法人に手を挙げてもらえるよう移管条件を検討していただきたい。</p> <p>杭瀬保育所と南杭瀬保育所の統合は、民間移管とは異なり、通所場所の変更と引越しが伴うため、保育士間の連携が不可欠である。円滑に統合が進むよう手法についても検討いただきたい。</p> <p>また、移管後のアフターフォローとして、公立保育士による見守り訪問を行っているが、残る公立保育所が少なくなる中、保育士が広い市域の中で移管園と、移管後に在籍する保育所との移動に係る負担が増すのではないか。また、見守り訪問に従事する際、見守り担当の職員だけでなく、見守り担当の職員が所属する保育所に無理な負担がかからないよう、代替職員だけでなく十分な人員配置をお願いしたい。</p>
保育管理課長	<p>第4次計画までは、一律の移管条件を定めて民間移管を実施してきたが、残る3所の民間移管については、懇話会意見も踏まえて、地域の保育ニーズや状況を考慮した個別の条件設定が必要だと考えている。</p> <p>杭瀬保育所と南杭瀬保育所の統合については、「基本的方向」(素案)が出たタイミングで、初めて保育所利用者や市民が計画を知ることになる。年明け1月か2月に、両保育所で説明会を実施する予定だが、保育所利用者等にご安心頂けるよう、スケジュールなども含めた丁寧な説明を心掛けていきたい。</p>
保育運営課長	<p>見守り訪問について、これまでから見守りを行う保育士の負担が増えないように、民間移管園から近距離の公立保育所に配属するなどの配慮は行っていた。また、見守り訪問の体制や期間を充実させる事例もあったことから、見守り保育士が、見守り訪問に集中できるような配置について検討していきたい。</p>

発言者	発言内容
委員	<p>今北保育所と水堂保育所を民間移管する場合、公立保育所が今北や水堂地域とどのようにつながりを深めていくか、これまで以上に考えていく必要がある。民間移管により地域をカバーする公立保育所がなくなるのではなく、公立保育所がカバーする範囲が広がると捉えるべきである。また、公立保育所だけでなく民間移管園も地域とつながり、二重で繋がることが重要である。</p> <p>市の人権保育の指針は、公立保育所にだけ適用されるものではなく、民間の保育園も対象に含むべきものであり、どのように活用すべきか検討していく必要がある。</p> <p>複数の拠点と関わる可能性があるため、特に人権保育の観点では、拠点ごとの方針ではなく、公私共通の人権保育の明確な指針があれば、移管法人にどのような保育をして欲しいかも提示できる。</p> <p>こうした観点からも、研修の充実だけでなく、公私共に地域と一緒に保育内容をどのように作り、仕組み化して運用していくかが鍵になってくると思われる。</p>
保育運営課長	<p>公立保育所では、保育内容研究会で人権保育を基盤とした保育内容を推進するための研究会が、東西2グループに分かれて活動している。また、年度末の報告会では、民間の保育施設の職員も招待し、実践内容を報告し、冊子にして配付もしている。</p> <p>また、「保育所保育指針」の改訂に合わせて、「尼崎市の保育」の改訂も行っている。「尼崎市の保育」では、「保育所保育指針」の改訂ポイントだけでなく、人権保育についても必要な事項を掲載している。「尼崎市の保育」は民間保育施設にも配付し、参考にしてもらっている。今後は人権保育に関して民間の保育施設とも情報共有・情報交換を行い、共に高め合っていきたい。</p> <p>加えて、第4次計画では、移管前年度の2月から3月にかけて共同保育を行っており、一人一人のこどもの状況や関わり方、人権保育、家庭支援の必要なご家庭のこと、今までの公立保育所で行ってきた取組についても、丁寧に引き継いでいる。</p>
委員	<p>保育内容の基本となる部分の情報共有を丁寧に行い、引継ぎや研究会を共同で行うことも重要である。人権保育においては、こどもや保護者の姿をどのように捉え、背景を理解して保育内容を作っていくという人権保育ならではの考え方がある。資料を読むだけでは理解が難しいと思われる所以、積極的に民間の保育施設と一緒に体制を作っていくことも検討して欲しい。</p>
座長	<p>今回、3所を民間移管することだが、急速な少子化が進行する中、実際に移管を行う時期に地域のこどもが著しく減少し、保育施設間で、言葉は適切ではないかもしれないが、こどもの獲得競争が発生していることも想定される。</p> <p>急速な少子化が、どこまで進行するのか見通せないところはあるが、そのような事態が発生した場合、民間移管を当初の予定どおり完遂するのではなく、一度立ち止まって再検討することを付記できないかと考えている。</p> <p>保育環境改善のため、民間移管を進める必要性は理解するが、新園舎を建設する時期に、こどもの数が大きく減っている可能性もあるので、移管後も法人が安定して運営が続けられるよう行政が支援する必要があるのではないだろうか。平成19年度の「基本的方向」策定時は、待機児童が</p>

発言者	発言内容
座長 (前頁からの続き)	多く発生していたため、民間移管の担い手も豊富にいただろうが、今後の民間移管では、経営上のリスクを負う法人が多くなると見込まれ、担い手が経営体力のある法人に限定されることも想定される。今後の移管の際、よく検討していただきたい。
保育管理課長	<p>今回の「基本的方向」の改定に当たっては、現時点での社会情勢や就学前児童数等の見込みを前提にしており、将来的に前提条件が大きく変われば、その時点での見直しを想定していることを「基本的方向」(素案)の中でもお示しする予定としている。</p> <p>「基本的方向」を元に、今後の民間移管計画を策定していくが、例えば西長洲保育所では現園舎を無償譲渡すると、将来的に移管法人が困ることは認識しており、移管後も安定して保育園を運営していただけるような移管条件を検討していただきたい。</p>
座長	予定時間もあるので、ここで一旦区切らせていただきたい。事務局から連絡事項があれば報告願いたい。

協議事項(2) 議事要旨

発言者	発言内容
保育管理課長	今後、11月25日の政策推進会議で「基本的方向」(素案)を協議する予定としている。12月には市議会の健康福祉委員協議会に報告し、1月以降、保育所利用者や地域住民等を対象に説明会を開催、3月にパブリックコメントを募集する予定としている。「基本的方向」の成案化は6月頃を予定している。
座長	「基本的方向」(素案)については、行政内部で意思決定を行った後、関係機関に説明をしていくとの説明があった。これに伴い、懇話会も本日をもって所掌事項の審議を終了し、その役目を終えることとした。
こども青少年局長	<p>懇話会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げたい。まずは、委員の皆様方に貴重なお時間を頂戴したこと、深く感謝するとともに、約1年間に渡り熱心にご議論いただき、貴重な御意見を頂戴したこと、心より御礼申し上げたい。</p> <p>この懇話会は、平成19年度に策定した「基本的方向」を現状に即した内容に改定することを目的としており、策定から18年が経過する中、社会情勢や保育環境が大きく変化した状況を踏まえ、これまで本日を含め6回に渡り、非常に熱心にご議論いただき、私どもも公立保育所の役割や今後のあり方について、ようやく一定の方向性が見えてきたと感じている。</p> <p>瀧川座長を始め、懇話会委員の皆様には、これまでのご尽力に心より感謝申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきたい。</p>
座長	それでは懇話会での協議はこれをもって全て終了となる。委員の皆様には遅い時間までご参加いただき、有益な御意見をたくさん頂戴したこと、座長として心より御礼申し上げたい。それでは、これをもって懇話会を終了する。

以上